

スクール・サポート・スタッフ募集案内

旭川市教育委員会

教員が児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備するため、教員の業務支援を行う「スクール・サポート・スタッフ」を募集します。

1 応募資格

- (1) 令和3年4月1日現在、満18歳以上
- (2) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格事項）に該当しないこと
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 身分

北海道教育委員会のパートタイム会計年度任用職員

3 勤務先

旭川市立小・中学校（配属先は後日決定します。）

4 主な職務内容

- (1) 学習プリント等の印刷、配布準備
- (2) 授業準備の補助
- (3) 採点業務の補助
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る業務の補助
- (5) その他、教員が行う業務のうち、教員としての専門的な知識及び技能を要しない業務

5 勤務日及び勤務時間

月曜日から金曜日（祝日は除く。）のうち、各学校長が定める日時。

※年間100～600時間程度（1日6時間以内、かつ、週30時間以内）

6 任用期間

令和3年4月 から 令和4年3月末 まで （1年以内）

7 報酬

1時間当たり最大1,119円（北海道教育庁上川教育局長が決定します。）

【年齢・職歴等を勘案して決定されます。】

8 費用弁償

道条例に基づく交通費の支給あり（配置された学校において、通勤届等の手続きが必要となります。）

9 社会保険等

週20時間以上の勤務が1年間以上見込まれるなど、条件を満たした場合のみ、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入できます。

10 応募方法

別紙「スクール・サポート・スタッフ申込書」を、「13 問合せ・送付先」に記載の担当に提出してください。郵送による提出も可能です（内容確認等のため、担当から連絡する場合があります。）。

なお、勤務先など、希望どおりにならない場合があります。

11 任用手続

任用決定後、次の書類を提出していただく予定です。詳細が決まり次第、別途お知らせします。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票（住民票記載事項証明書又は住民票の写し）
- (3) その他必要と認められる書類

12 その他

- (1) 応募の状況や申込書の内容によっては、必ずしも任用されるとは限りませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 申込書の内容は、市内小・中学校に提供されます。

13 問合せ・送付先

〒070-0036

旭川市6条通8丁目 セントラル旭川ビル6階

旭川市教育委員会 学校教育部 学校施設課

担当 湯浅, 上村

電話 0166-25-9709